

令和 8 年度
新田小学校放課後キッズクラブ
運営法人公募要項

令和 8 年 9 月
横浜市港北区こども家庭支援課

1 放課後キッズクラブの趣旨

放課後キッズクラブは、学校施設を活用してすべてのこどもたちを対象とした「遊びの場」と留守家庭児童等を対象とした「生活の場」を兼ねた安全で快適な放課後の居場所を提供するための事業です。

放課後キッズクラブの運営法人には「放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方」や「横浜市放課後キッズクラブ事業運営指針」に基づき、こどもたちの目線で活動内容を点検し、こどもたちが元気に伸び伸びと育つよう、充実した活動を推進することが求められています。

2 公募の概要

新田小学校放課後キッズクラブについて、現運営法人の選定期間の満了に伴い、運営法人を広く募集し、放課後キッズクラブの運営目的を効果的に達成することができる法人を公平かつ適正に選定します。

(1) 対象クラブ

新田小学校放課後キッズクラブ（港北区）

【参考】令和8年度放課後キッズクラブ運営法人募集クラブの概要

クラブ名	所在地	定員 ※1	児童の状況※1		
			登録 児童 数	うち ゆうやけ 【区分2A】 登録児童数 (対象児童数)	うち ほしぞら 【区分2B】 登録児童数 (対象児童数)
新田小学校 放課後キッズクラブ	横浜市港北区新吉田町 3226	95	28	16 (12)	12 (11)

※1 令和8年4月時点

(2) 選定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで^(※)

なお、選定期間終了後は、公募により運営法人の選定を行います。

※選定期間内であっても、次のア～オのいずれかに該当すること等が認められた場合は、運営法人の選定を取消すこと等があります。

ア 正当な理由なく本市の指示に従わないとき

イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

ウ 児童虐待等により、児童及び保護者の信用を失墜したとき

エ 放課後キッズクラブにおいて、営利活動、宗教活動又は政治活動を行ったとき

オ その他放課後キッズクラブを運営することが著しく適当でないと区長が認めるとき

(3) 公募及び選定（「6 公募及び選定に関する事項」参照）

「横浜市放課後キッズクラブ運営法人選定に関する要綱」等に基づき公募及び選定を行います。

3 運営法人の責務

放課後キッズクラブ事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」として実施する事業であるため、運営法人には以下の責務が求められます。

(1) 届出

放課後児童健全育成事業者は、あらかじめ横浜市に対して、児童福祉法施行規則に定める事項について届出を行う必要があります。

(2) 条例の遵守

事業の実施にあたっては、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を遵守する必要があります。

4 放課後キッズクラブの概要

運営法人は本市が定める「横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱」、「放課後キッズクラブ運営マニュアル」及び「放課後キッズクラブ安全管理マニュアル」等に基づき、放課後キッズクラブを運営します。

放課後キッズクラブの運営に関する基本的な事項は次のとおりです（関係法令の改正等により、変更となる場合があります）。

(1) 開所について

ア 開所日

放課後キッズクラブは次に掲げる日を除き原則として毎日開所します。

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(ウ) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

イ 開所時間

開所日	開所時間
平日（月曜日から金曜日）	授業終了後から午後7時まで
土曜日	午前8時30分から午後7時まで
土曜日を除く学校休業日	午前8時から午後7時まで

(2) 対象児童・利用料（保護者負担金）

ア 利用区分

利用区分は、遊びの場の利用を目的とした「わくわく【区分1】」と、遊びの場に加えて留守家庭児童等の生活の場の利用を目的とした「すくすく【区分2】」があります。

「すくすく【区分2】」には、午後5時まで利用の「すくすく・ゆうやけ【区分2A】」と午後7時まで利用の「すくすく・ほしぞら【区分2B】」があります。

【区分ごとの概要】

利用区分		わくわく 【区分1】 ^(※1)	すくすく【区分2】	
			ゆうやけ【区分2A】 ^(※2)	ほしぞら【区分2B】
利用目的		遊びの場	遊びの場＋生活の場	
登録条件		・当該小学校に通学している児童であること ・当該小学校区に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。		
		—	留守家庭児童等 ^(※3) であること	
利用時間	平日	放課後から <u>午後4時</u> まで	放課後から <u>午後5時</u> まで	放課後から <u>午後7時</u> まで
	土曜日	<u>利用できません</u>	午前8時30分～ <u>午後5時まで</u>	午前8時30分～ <u>午後7時まで</u>
	土曜日 を除く 学校休業日	<u>午前・午後のどちらかの時間帯で利用可</u> ^(※4)	午前8時～ <u>午後5時まで</u>	午前8時～ <u>午後7時まで</u>
お迎え		<u>キッズクラブで定めている最終下校時刻後に下校する場合は、保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要となります。</u>		
利用料	<u>無料</u>	<u>月額2,000円</u> ＋おやつ代 (7・8月は2,500円＋おやつ代)	<u>月額5,000円</u> ＋おやつ代 (7・8月は5,500円＋おやつ代)	
		減免制度あり		
定員		なし	あり	

※1 表の説明のほか、有料でスポット利用ができます。

※2 表の説明のほか、有料で延長利用ができます。

※3 保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

※4 夏季休業日は週1回のみの利用となります。

イ スポット利用

スポット利用とは、保護者の一時的な用事等により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、わくわく【区分1】のお子さんを、午後7時まで受入れる制度です（土曜日・学校休業日も午後7時まで利用できます）。スポット利用には、原則あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円のスポット利用料とおやつ代（実費）がかかります。

<注意事項>

定員の空き状況等により利用できない場合があります。

（４）職員について

ア 雇用

放課後キッズクラブでは、常勤職員を支援の単位ごとに1名以上雇用するよう努めるほか、その他必要な人数の非常勤職員を雇用しなければなりません。併せて、常勤職員として主任1名及び副主任1名以上を雇用しなければなりません。

なお、活動の継続性や児童への影響を考慮し、当該校放課後キッズクラブの職員の雇用に努めてください。

イ 職員の勤務時間

常勤職員は、週30時間以上の勤務が必要です。また、職員は、勤務時間内は専任とし、兼務しないものとします。

ウ 職員配置

放課後キッズクラブでは、児童の安全を確保できるよう、児童の利用状況に応じて職員を配置します。

<職員最低配置基準>

支援の単位数		1 単位	2 単位	3 単位	4 単位	5 単位	6 単位
平日	わくわく【区分 1】 の実施時間	4 名	6 名	8 名	10 名	12 名	14 名
学校 休業日							
上記以外の時間		2 名	4 名	6 名	8 名	10 名	12 名

※1つの活動場所に最低1人は配置することとし、常に複数の職員が従事する体制が必要です。

5 運営に係る補助制度について

運営法人は、保護者負担金のほか、本市から交付される補助金により放課後キッズクラブを運営します。当該補助金は、「横浜市補助金等の交付に関する規則」及び「横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付要綱」に基づき交付します。本市から交付される補助金の種類は次のとおりです。

なお、補助金については議会での議決が条件となりますので、金額は予算状況等により変動することがあります。

(1) 運営費補助

運営費補助は、基本事業費と特別加算で構成されます。

ア 基本事業費

基本事業費は、「基本補助」と「加算補助」で構成され、放課後キッズクラブ事業の実施に必要な経費であれば、補助の対象とすることができます。

(ア) 基本補助…すべてのクラブが交付対象となります。

※対象児童数、開所日数及び支援の単位数によって補助金額が異なります。

(イ) 加算補助…条件に合致するクラブが対象となり、それぞれの条件により補助金額を決定します。

イ 特別加算

特別加算は、各種「加算補助」で構成されますが、「加算補助」ごとに補助対象経費が限定されています。

(2) 開設費補助

運営法人が変更する、または、新たに開校する小学校の放課後キッズクラブの初度調弁費にかかる補助金です。

1クラブあたり 800,000 円を上限とし、放課後キッズクラブの活動に直接関わる備品の購入等の経費について、補助対象とします。

(3) 準備費補助

運営法人が変更する、または、新たに開校する小学校の放課後キッズクラブの開設にあたり、その準備のために要する雇用予定の常勤職員の人件費等について、1クラブ 400,000 円を上限とし、補助対象とします。

6 公募及び選定に関する事項

(1) スケジュール（予定）

項 目	日 程
公募要項の公表	令和8年9月8日（火）
要項に関する質問の受付	令和8年9月8日（火）から 9月17日（木）まで
回答の公表	令和8年9月25日（金）
応募意向・現場見学会申込の受付	令和8年10月1日（木）まで
現場見学会	令和8年10月8日（木） 15時30分～16時30分（予定）
応募書類の受付	令和8年10月20日（火）まで
選定手続き	令和8年10月下旬から11月上旬まで
選定結果の通知	令和8年11月中旬（予定）

上記スケジュールについては、現時点のものであり、変更となる可能性がございます。変更となる場合には速やかにお知らせいたしますので、ご承知おきください。

(2) 公募手続きについて

ア 応募意向確認

応募にあたり、運営を希望する法人の応募意向を把握するため、応募意向確認を行います。ついては、応募を希望される法人は、「応募意向申請書兼現場見学会参加申込書」を港北区こども家庭支援課へ提出してください。

【提出期限】令和8年10月1日（木）まで

※現場見学会への参加申込も併せて記入しご提出ください。

イ 現場見学会

応募にあたっては、当該小学校の特色を理解し、それを踏まえた提出書類の作成が必要になります。ついては、現場見学会を実施するため、応募を予定される法人は可能な限りご参加ください。

小学校の現場見学会の日程は、下記にある表をご確認ください。見学会の参加にあたっては、10月1日（木）までに港北区こども家庭支援課へ参加申し込みが必要になります。現場見学会の参加申し込みの詳細については、下記の港北区こども家庭支援課の法人募集に関するホームページに掲載してあります。

※現場見学会でご案内する活動場所については、学校の状況等により、今後変更となる場合がありますのでご了承ください。

【令和８年度放課後キッズクラブ公募校の現場見学会スケジュール】

区	クラブ名	開催日	開催時間
港北	新田小学校 放課後キッズクラブ	10月8日（木）	15時30分～16時30分

【ホームページ URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kosodate_kyoiku/hokago/boshu.html

【二次元バーコード】



ウ 公募要項に関する質問及び回答について

本要項に関する質問及び回答は次のとおり行います。

（ア）受付期間

令和８年９月８日（火）から９月１７日（木）午後５時まで

（イ）受付方法

質問の要旨を簡潔にまとめ、**港北区こども家庭支援課へ電子メールでお送りください。**

来庁及び電話でのお問合せには応じかねますのでご了承願います。

質問を送付する際には、**別紙１「令和８年度新田小学校放課後キッズクラブ運営法人の選定に係る Q&A」**を必ずご確認ください。

電子メールアドレス：ko-houkago@city.yokohama.lg.jp

（ウ）回答方法

令和８年９月２５日（金）までに、本市ウェブページで回答を公表します。

（「10 本公募に係るウェブサイトについて」参照）

なお、回答は、**別紙１「令和８年度新田小学校 放課後キッズクラブ運営法人の選定に係る Q&A」**と同様に、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

（３）選定の手続きについて

ア 選定方法

当該要項により書類を提出した法人の中から「横浜市放課後キッズクラブ運営法人の選定に関する要綱」に基づき、区長が運営法人を選定します。

選定にあたっては、同要綱に基づき区長が設置する、当該区役所職員等で構成される「評価

委員会」を開催します。なお、選定評価委員会では、提出された応募書類のほか、応募法人に対してヒアリングを行います。

なお、ヒアリングについては、応募団体名をブラインド化して実施します。

イ 選定基準

運営法人の選定については、次に掲げる事項等を総合的に判断して行うこととします。

- (ア) 放課後キッズクラブ事業の趣旨について理解し、適切な事業提案を行っていること。
- (イ) 学校・家庭・地域との連携を図りながら、小学校施設等を活用して「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を、効果的かつ効率的に提供することができること。

ウ 選定結果

運営法人の選定結果は、応募した全法人に文書で通知します。通知時期は、令和8年11月中旬頃を予定しています。

また、選定結果は港北区ウェブサイトにおいて公表します。

(4) 応募手続きについて

ア 応募書類について

- (ア) 提出する書類の内容、様式及び部数は別紙2「申請にかかる提出書類一覧」のとおりです。
- (イ) 指定の様式で提出する書類については、A4サイズとし、枠内に収まるように記載してください。また、当該様式に記載する文字の大きさは、Microsoft Word（マイクロソフトワード）の文字フォント10.5以上とします。フォント10.5未満で記載された内容がある場合、当該記載文は選定の審査対象としません。
- (ウ) 様式Ⅰ-2を除き、指定様式に記載する内容を補填するために、参考資料等を添付することはできません。
- (エ) 指定様式のⅡ-1～4については、別紙3「申請書類の記入にあたっての視点・考え方及び評価基準」を考慮し、作成してください。
- (オ) 提出書類は以下の通りです。
 - ・すべての提出書類を揃えた正本1部
 - ・抜粋版①（書類No.Ⅰ-2・3、No.Ⅱ-1～4）1部
 - ・抜粋版②（書類No.Ⅰ-2・3、No.Ⅱ-1～4）5部（応募団体が特定できないように黒塗り等）また、提出にあたっては、正本・抜粋版ともに、フラットファイル等（クリアファイル、バインダーでの提出は不可）に綴り、背表紙に法人名を記載してください（抜粋版②は背表紙に法人名を記載しないでください）。
- (カ) 正本・抜粋版の各ファイルには、必ず当該別紙2で示す書類No.ごとにインデックスをつけてください（Ⅱ-1～4については項目ごとにもインデックスをつけてください）。
- (キ) 応募書類の作成にあたっては関係法令を遵守してください。

- (ク) 提出された書類の内容を変更することはできません。
- (ケ) 応募に際し、本市が提出を求める以外の書類の提出は原則として認めません。

イ 提出期限

令和8年10月20日（火）（厳守）

※持参の場合：令和8年10月20日（火）17時まで

※郵送の場合：当日消印有効

ウ 提出方法

応募書類は郵送または持ち込みにて受け付けます。

提出時には、封筒の表面に「放課後キッズクラブ運営法人応募書類在中」と記載してください。応募書類の提出先は以下のとおりです。

提出先	所在地	電話番号	電子メールアドレス
港北区役所 こども家庭支援課	〒222-0032 港北区大豆戸町26番地1	045-540-2442	ko-houkago@city.yokohama.lg.jp

エ 追加書類

本市が必要と認める場合は、提出書類のほかに追加書類の提出を求めます。

オ 応募法人が運営する事業の実地調査

本市が必要と認める場合は、応募法人が運営する事業の実地調査を行います。

（５）応募条件について

応募資格を有する者は、次の各号すべてに該当する法人とします。

ア 原則として、放課後児童育成事業、青少年育成事業、子育て支援事業、教育等の次世代育成事業を、法人格を有しながら概ね2年実施しており、当該事業実績が良好で、かつ今後も安定した経営が見込まれる法人であること。

ただし、これまで「放課後キッズクラブ」の運営に携わってきた地域の人材が立ち上げたNPO法人については、構成する人員の実績をもって法人の実績に代えることができる。

イ 代表者又は役員が、拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。

ウ 法人が、申請日時点において、過去5年間に第9条第3項による選定の取消を受けていないこと。

エ 代表者又は役員が、申請日時点において、過去5年間に横浜市の補助金に関し、不正又は著しく不当な行為をしていないこと。ただし、不正又は著しく不当な行為をしていた場合であっても、適正な改善がなされていると区長が認める場合はこの限りでない。

オ 代表者又は役員が、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号の暴力団、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例

第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。

カ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

ク 市町村民税を滞納していないこと。

7 運営開始へ向けた準備に関する事項【現運営法人以外が選定決定された場合のみ】

選定された運営法人は、令和9年度の放課後キッズクラブの運営開始までに、放課後キッズクラブ開設に向けた諸準備を進めます。

(1) 準備会について（11月中旬から12月）

港北区こども家庭支援課が開催する「放課後キッズクラブ準備会」に参加し、施設管理者である学校長等へ放課後キッズクラブ開設に向けた諸準備について説明します。

(2) 開設準備事務について（11月中旬から3月）

前運営主体からの引継ぎ、各所届出及び補助金申請等を行います。

なお、放課後キッズクラブの備品及び保存文書等については、前運営主体から引継ぎ、廃棄年度毎に適切な方法で廃棄することとします。

(3) 利用説明会について（1月から3月）

在校生及び新入学予定の保護者へ向けた放課後キッズクラブの利用説明会を実施します。

8 その他留意事項

(1) 接触行為の禁止について

運営法人の選定に際して、故意に選定評価委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。なお、当該応募法人が行う通常業務の範囲において接触する場合は、本禁止事項に該当しません。

(2) 応募書類等の取扱いについて

ア 著作権等について

提出書類の著作権は、すべて当該応募法人に帰属します。なお、提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

イ 情報の公開について

提出書類は「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」により情報開示請求が出された場合、同条例に基づき、原則として請求者に対して開示します。

ウ 財務状況評価の実施について

安定的な経営が見込まれることに鑑み、応募書類のうち「直近2年間の決算書類(貸借対照表

及び損益計算書に準じるもの)」は、本市が委託する会計士（又はそれに類する者）に提供し、財務状況の評価を行います。

（３）本市が提供する資料の取扱いについて

当該法人募集に際し、本市が提供する書類は、当該応募の検討目的以外で使用することを禁じます。

また、この検討目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、または内容を提示したりすることを禁じます。

（４）応募者の失格について

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

- ア 接触行為の禁止等、当該募集要項に定める手続きを遵守しない場合
- イ 提出書類に虚偽記載があった場合

（５）事業の停止について

下記の事項により、運営することが適当でないと認めるときは、区長は、法人の選定の取消又は運営の停止を命じることができることとします。

- ア 正当な理由なく本市の指示に従わないとき
- イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ウ 児童虐待等により、児童及び保護者の信用を失墜したとき
- エ 放課後キッズクラブにおいて、営利活動、宗教活動又は政治活動を行ったとき
- オ その他放課後キッズクラブを運営することが著しく適当でないと区長が認めるとき
- カ 不可抗力又はこれに類する事由により、運営の継続が困難となった場合

（６）応募に係る費用について

応募に係る費用はすべて応募法人の負担とします。

９ 添付資料・様式

（１）別紙

- 別紙１ 「令和８年度放課後キッズクラブ運営法人の選定に係る Q&A」
- 別紙２ 「申請にかかる提出書類一覧」
- 別紙３ 「申請書類の記入にあたっての視点・考え方及び評価基準」

（２）指定様式

- 要綱様式１号 「横浜市放課後キッズクラブ運営法人選定に係る応募申請書」
- 様式Ⅰ－１ 「法人の連絡先」
- 様式Ⅰ－２ 「法人の概要」
- 様式Ⅰ－11 「欠格事項に該当しないことの宣誓書」
- 様式Ⅱ－１ 「放課後キッズクラブ運営法人としての適格性」
- 様式Ⅱ－２ 「法人の役割」

様式Ⅱ－３ 「活動計画」

様式Ⅱ－４ 「学校・保護者・地域との連携」

(3) 参考資料

- ・横浜市放課後キッズクラブ運営法人選定に関する要綱
- ・横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱
- ・横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付要綱
- ・横浜市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱
- ・横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
- ・放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方
- ・横浜市放課後キッズクラブ事業運営指針

10 本公募に係るウェブサイトについて

本公募に関することは、下記の港北区ウェブサイトに掲載しています。

【URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kosodate_kyoiku/hokago/boshu.html

【二次元バーコード】



令和8年度 新田小学校放課後キッズクラブ運営法人選定にかかるQ&A

No.	該当箇所	質問	回答
1		募集クラブの概要（活動場所やクラブの様子、状況、職員数等）について知りたい。	公表する情報としては「【参考】令和8年度新田小学校放課後キッズクラブ運営法人募集クラブの概要」とおりです。これ以外の情報については、現場見学会にご参加の上、ご確認ください。
2	公募要項 【2(1)対象クラブ】	各クラブにおいて、定められている1日の定員に達した場合、それ以上の受け入れはできない運用となるのか。 また、定員を超える場合の受入れ可否や、区分ごとの優先順位（例：すすく【区分2】を優先する等）はあるか。	遊びの場（放課後子供教室）にあたるわくわく【区分1】に定員はありません。 放課後児童健全育成事業にあたるすすく【区分2A・B】は、面積基準（児童1人につき1.65㎡以上）から算定された「受入れ可能な児童数」で定員を定めております。日々の運営の中で定員超過が見込まれる場合には、学校と調整を行い、新たな活動場所を追加して対応しております。そのため、基本的には、定員超過による受入れ調整を行うことはありません。
3	公募要項 【4区分ごとの概要】	すすく【区分2】の「ゆうやけ【区分2A】」と「ほしぞら【区分2B】」の違いは、利用時間および利用料のみの違いか。運営上の取扱いや人員配置等において相違はあるか。	すすく【区分2】の「ゆうやけ【区分2A】」と「ほしぞら【区分2B】」の違いは、利用時間および利用料のみの違いです。 その他の取扱いに違いはありません。
4	公募要項 【6(2)公募手続きについて】	現場見学会に参加しなくても応募することは可能か。	可能です。
5	公募要項 【6(5)応募条件について】	会社法に基づく合併または分割（その他これらに類するものを含む）を直近2年間で行った。 この場合、合併または分割先である法人は、応募資格(1)に掲げる事業実績が2年間ないとみなされ、応募することはできないのか。	法人の同一性が認められる場合には、合併または分割前の法人の実績をもって応募することを可とします。 なお、その場合、法人の同一性を証する書類を提出する必要があります。具体的な提出書類の内容については、あらかじめ、港北区こども家庭支援課までお問合せください。
6		法人格を持たずに応募資格に掲げる事業を実施した期間があるが、事業実績の2年間の中にその期間を含めることはできるか。	できません。 応募資格に掲げる事業実績として認められる期間は、法人格を有して実施している期間に限られます。
7	公募要項 【8(1)接触行為の禁止について】	選定評価委員会の委員との接触が禁止されているが、当該評価委員会の委員を事前に公表することはあるのか。	事前に公表することはありません。
8		選定評価委員会の委員との接触が禁止されているが、具体的にどのような行為を指すか。	選定評価委員会の委員であることを知りながら、当該委員に対して、便宜を図る、又は応募に関する情報を漏洩する等、選定の公平性に欠ける行為が該当します。
9	別紙2 【申請書類一覧】	提出書類の就業規則について、現在放課後キッズクラブを運営していない法人は、キッズの職員を雇用することを前提とした就業規則を作成し、提出する必要があるのか。あるいは、現行の就業規則でも良いのか。	法人が現に有する就業規則を提出してください。 なお、就業規則は放課後キッズクラブの職員の処遇内容を確認するものであるため、現行の就業規則で当該職員の処遇が確認できない場合は、必要に応じて港北区こども家庭支援課がヒアリング又は就業規則案等必要な書類の提出を求める場合があります。

10	応募意向申出書兼 現場見学会参加申 込書について	応募意向申出書兼現場見学会参加申込書を提出した場合には、必ず10月20日までに申請書を提出する必要があるのか。	応募意向確認は、応募の有無を早く把握することで、意向が無かった場合に、再公募を円滑に行うことを目的として新設した手続きですが、応募の意向のみを確認するものです。応募意向申出書兼現場見学会参加申込書の提出をもって、必ずしも申請書の提出を強制するものではありません。
11	応募意向申出書兼 現場見学会参加申 込書について	現時点では応募の検討段階であり、現場見学会に参加してから、クラブの状況等を見て申請書の提出の判断をしたいが、その際は、応募意向申出書兼現場見学会参加申込書の提出は必要か。	申請書提出の意思決定がされていない場合であっても、応募を検討している場合には、応募意向申出書兼現場見学会参加申込書を提出してください。 (応募意向がない場合は、再公募の手続きに移ります。)
12		現在勤務されている職員について、運営法人変更時に継続雇用を想定されているか。また、過去に運営法人が変更となった際の継続雇用の状況はどのようなであったか。	現職員の継続雇用は、安定的かつ継続的な運営の観点から、可能な限り引き続き業務を担っていただくことが望ましいと考えております。 一方で、雇用条件や待遇面は重要な要素であり、また職業選択の自由があることから、最終的な雇用の成否は、選定された運営法人と各職員との個別の契約に基づくものであり、継続雇用を義務付けるものではありません。 しかしながら、円滑な事業運営及び質の確保の観点から、現職員の継続雇用に向けた配慮及び機会の確保に努めていただくことを期待しております。 そのため、評価基準においても「現在のキッズクラブのスタッフの継続雇用に向けた機会の確保に努めているか」を項目として定めております。 (別紙3「申請書類の記入にあたっての視点・考え方及び評価基準」における「放課後キッズクラブⅡ-2 法人の役割(3)人材確保」を参照)
13	その他	現在、障害のある児童や特別な配慮を必要とする児童、医療的ケアが必要な児童の受入状況はどのような状況か。 また、それに伴う加配職員の配置状況はどうか。	国の「放課後児童クラブ運営指針」において、「障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める」こととされており、放課後キッズクラブ事業においても、支援や配慮を必要とする児童の受入れにあたって、国の指針に沿った運営をしております。また、医療的ケア児においても「医療的ケア児支援法に沿った受入れをしております。 受入れにあたり追加で配置した人件費等の加算補助は放課後キッズクラブ事業費補助金交付要綱において定めております。 配置状況等は、現場見学会でご確認ください。
14		土曜日および夏休み・冬休み・春休み等の長期休暇期間における平均的な利用人数（特にすくすく【区分2】利用児童）はどのような状況か。	土曜日は、基本的に、わくわく【区分1】は実施せず、すくすく【区分2A・B】の児童のみの受入れとなります。利用人数は、クラブにより異なりますが、この取り扱いもあり、10人に満たないクラブも多くあります。 長期休暇期間（学校休業日）においては、わくわく【区分1】は、午後4時までの開所時間のうち、1人あたり2時間程度の利用としております。すくすく【区分2A・B】の児童は、所定の時間まで利用可能です。 わくわく【区分1】の利用は平日に比べ減少する傾向にありますが、すくすく【区分2A・B】は就労等の事由によることもあり、平日と同様程度の利用があります。 なお、令和8年度から、夏季休業日は、暑さ対策により、わくわく【区分1】は週1回の受入れを基本とします。すくすく【区分2A・B】に制限はありません。(わくわく【区分1】の夏季休業期間の利用については、マニュアルP34参照)

申請にかかる提出書類一覧

I 法人の概要・財務状況等

書類 No.	提出書類	様式	主な記載事項	部数
—	横浜市放課後キッズ クラブ運営法人選定 に係る応募申請書	要綱 様式1号※	法人名、応募する放課後キッズクラブ名、提出部数	1
I-1	法人の連絡先	様式 I-1	担当者名、役職、電話番号等	1
I-2	法人の概要	様式 I-2	(1) 法人の概要	7
		—	(2) 法人の事業内容 ※事業内容がわかるパンフレット等を添付	7
I-3	定款等	—	最新のもの	7
I-4	就業規定及び賃金規則等	—	最新のもの	各 1
I-5	法人登記簿謄本	—	応募日前 3 か月以内に発行されたもの	1
I-6	代表者の履歴	—		1
I-7	印鑑証明書	—	応募日前 3 か月以内に発行されたもの	1
I-8	役員名簿	—	既存のもので可。ただし、他団体の役員を兼ねている場合は、団体名と役職を記載する。	1
I-9	決算書等	—	(1) 直近 2 年間の決算書類 ※貸借対照表及び損益計算書に準じるもの	1
		—	(2) 直近 2 年分の補助金、公的機関からの融資、寄附金等の状況	1
I-10	納税証明書等 (法人市民税)	—	直近 2 年間の納税通知書又は非課税を証する書類	1
I-11	欠格事項に該当しないことの宣誓書	様式 I-11	応募資格に当てはまることを宣誓するもの	1

※横浜市放課後キッズクラブ運営法人の選定に関する要綱第 5 条に規定

Ⅱ 活動計画及び事業運営に関する書類

書類 No.	提出書類	様式	主な記載事項	部数
Ⅱ-1	放課後キッズ クラブ運営法 人としての適 格性	様式Ⅱ-1	(1) 応募理由（放課後キッズクラブ事業への 理解と熱意） (2) すべての児童の「遊び場」としての役割の 理解 (3) 留守家庭児童の「生活の場」としての役割 の理解 (4) 障害のある児童の受入 (5) 児童の状況把握 (6) 安全管理	7
Ⅱ-2	法人の役割	様式Ⅱ-2	(1) 財務状況 (2) 法人の体制と現場の役割 (3) 人材確保・雇用方針 (4) 人材育成	7
Ⅱ-3	活動計画	様式Ⅱ-3	(1) 「遊び場」における質の向上のための取組 (2) 「生活の場」における質の向上のための取 組	7
Ⅱ-4	学校・保護 者・地域との 連携	様式Ⅱ-4	(1) 学校との連携 (2) 保護者との連携・支援 (3) 地域との連携	7

【書類の記載及び提出にかかる注意事項】

- 1 指定の様式はA4サイズとし、**枠内に収まるよう**に記載をお願いします。また、当該様式に記載する文字の大きさは、Microsoft Word（マイクロソフト ワード）の文字フォント10.5以上とします。フォント10.5未満で記載された内容がある場合、当該記載部分は選定の審査対象としません。
- 2 様式Ⅱ-2を除き、指定様式に記載する内容を補填するために、参考資料等を添付することはできません。
- 3 様式Ⅱ-1～4への記載は、別紙3「申請書類の記入にあたっての視点・考え方及び評価基準」を考慮してください。
- 4 すべての提出書類を揃えた**正本1部**、
抜粋版①（書類NO.Ⅱ-2・3、No.Ⅱ-1～4）**1部**
抜粋版②（書類NO.Ⅱ-2・3、No.Ⅱ-1～4）**5部** 応募団体が特定できないように（黒塗り等）の提出をお願いします。
なお、提出にあたっては、正本・抜粋版を、**ファイルに綴り、背表紙に法人名を記載**してください（**抜粋版②は背表紙に法人名を記載しないでください**）。
- 5 正本・抜粋版の各ファイルには、**必ず書類No.ごとにインデックス**をつけてください。
- 6 応募書類の作成にあたっては関係法令を遵守してください。
- 7 提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできません。
- 8 応募に際し、本市が提出を求める以外の書類の提出は原則として認めません。

視点	考え方	評価	評価指標	倍率	配点	評価点
Ⅱ－１ 放課後キッズクラブ運営法人としての適格性						
放課後キッズクラブ 事業への理解	(1) 応募理由（放課後キッズクラブ事業への理解と熱意） ・ 事業内容について理解しているか ・ どのような運営をしたいかが明確か	A	事業内容を十分に理解しており、どのような運営をしたいか明確である	× 1	5	/5
		C	事業内容を理解している		3	
		E	事業内容を理解していない		0	
	(2) 全ての児童の「遊びの場」としての役割の理解 ・ 全ての児童の「遊びの場」としての役割を理解しているか 【主な役割】 ・ 児童同士の「縦のつながり」（異年齢交流） ・ 様々な体験ができる活動 ・ 希望した児童が自由に参加できるプログラム	A	役割を十分に理解している	× 1	5	/5
		C	役割を理解している		3	
		E	役割を理解していない		0	
	(3) 留守家庭児童の「生活の場」としての役割の理解 ・ 留守家庭児童の「生活の場」としての役割を理解しているか 【主な役割】 ・ 安心して過ごせる環境 ・ 宿題、手洗い、挨拶など基本的な生活習慣の確立 ・ 児童の発達段階に応じた支援	A	役割を十分に理解している	× 1	5	/5
		C	役割を理解している		3	
		E	役割を理解していない		0	
	(4) 障害のある児童の受入れに向けた支援 ・ 障害のある児童の受入れに必要な配慮・支援の理解が十分か ・ 障害の有無に関わらず、安全に安心して参加できる活動内容となっているか（包容・参加（インクルージョン）の考え） ・ 発達障害への理解が十分か	A	必要な支援を十分に理解しており、「考え方」を踏まえた具体的・現実的な提案ができています	× 2	10	/10
		B	必要な支援を十分に理解しており、「考え方」を踏まえた提案ができています		8	
		C	必要な支援を理解している		6	
		D	必要な支援の理解が十分でない		4	
		E	必要な支援を理解していない		0	
	(5) 児童の状況把握に向けた支援 ・ こどもの意見表明の機会が確保されているか ・ こども一人ひとりの性格や特性を把握できるものであるか ・ こども同士の関係性に配慮した支援となっているか ・ いじめ・虐待等を防止・把握できるものであるか	A	必要な支援を十分に理解しており、「考え方」を踏まえた具体的・現実的な提案ができています	× 2	10	/10
		B	必要な支援を十分に理解しており、「考え方」を踏まえた提案ができています		8	
		C	必要な支援を理解している		6	
		D	必要な支援の理解が十分でない		4	
		E	必要な支援を理解していない		0	
	(6) 安全管理のための取組 ・ 健康管理、衛生管理の取組が適切なものとなっているか ・ 事件・事故への対応や、災害対応の考え方が適切なものとなっているか ・ 個人情報保護の取組が適切なものとなっているか	A	必要な取組を十分に理解しており、「考え方」を踏まえた具体的・現実的な提案ができています	× 2	10	/10
		B	必要な取組を十分に理解しており、「考え方」を踏まえた提案ができています		8	
		C	必要な取組を理解している		6	
		D	必要な取組を十分に理解していない		4	
		E	必要な取組を理解していない		0	
Ⅱ－２ 法人の役割						
管理運営における責任への理解	(1) 財務状況 ・ 財務状況は良好か	A	(別紙)「財務状況評価シート」により評価	× 1	5	/ 5
		C			3	
		E			0	
	(2) 法人の体制 ・ 現場と法人の役割分担が適切か ・ 現場への支援に向けた組織体制となっているか ・ 現場と法人の情報共有方法が適切か ・ 苦情対応と解決に向けた組織体制となっているか	A	法人の体制が十分に整っており、「考え方」を踏まえた具体的・現実的な提案ができています	× 2	10	/10
		B	法人の体制が十分に整っており、「考え方」を踏まえた提案ができています		8	
		C	法人の体制が整っている		6	
		D	法人の体制が十分に整っていない		4	
		E	法人の体制が整っていない		0	
	(3) 人材確保 ・ 人材確保に向けた効果的な取組となっているか ・ ボランティアを含めた地域人材の登用方針となっているか ・ 現在のキッズクラブのスタッフの継続雇用に向けた機会の確保に努めているか	A	法人の取組が十分に効果的であり、「考え方」を踏まえた具体的・現実的な提案ができています	× 2	10	/10
		B	法人の取組が十分に効果的であり、「考え方」を踏まえた提案ができています		8	
		C	法人の取組が効果的である		6	
		D	法人の取組が効果的でない		4	
		E	法人の取組が不足している		0	
	(4) 人材育成 ・ 人材育成に向けた効果的な取組となっているか ・ 人材育成に資する研修計画となっているか	A	法人の取組が十分に効果的であり、「考え方」を踏まえた具体的・現実的な提案ができています	× 2	10	/10
		B	法人の取組が十分に効果的であり、「考え方」を踏まえた提案ができています		8	
		C	法人の取組が効果的である		6	
		D	法人の取組が効果的でない		4	
		E	法人の取組が不足している		0	

